

下水道使用料の改定について

1. 第2回経営評価委員会の概要

- ・第2回委員会のふりかえり
- ・第2回委員会での質疑について

2. 下水道使用料体系の検討について

- ・新たな改定案の提案
- ・改定案の比較検討

3. 改定後の収支及び財政見通しについて

4. 今後のスケジュール

上下水道部経営企画課

1. 第2回経営評価委員会の概要(前回説明資料)

【現行の使用料体系について】

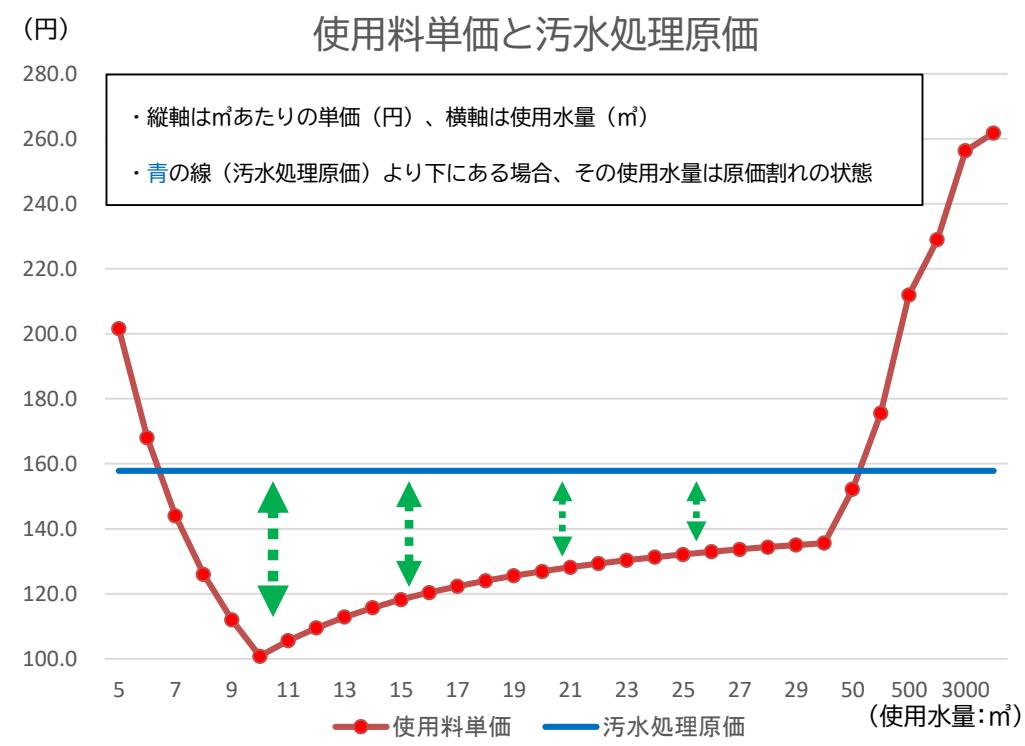
- 使用料単価……水量1m³あたりについて、どれだけの使用料を得ているかを表す指標(グラフの赤線)
- 汚水処理原価……水量1m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているのかを表す指標(グラフの青の線)

○現行体系の課題

- ・1m³～10m³の区分の従量使用料が基本使用料に含まれており、使用量に応じた負担とならないため不公平感がある。
- ・使用水量が増えれば増えるほど使用料が高くなる逓増制を採用しているが、大口使用者の負担感が高い。
一方で、小口使用者(一般家庭)の使用料単価のほとんどが汚水処理原価を下回っている。

(現行体系表)

種別	区分	金額(税抜)
一般 汚水	基本使用料	1,008円
	従量使用料 (1m ³ につき)	1m ³ ～10m ³ 基本使用料に含む
	11m ³ ～30m ³	153円
	31m ³ ～50m ³	177円
	51m ³ ～100m ³	199円
	101m ³ ～500m ³	221円
	501m ³ ～1000m ³	246円
	1001m ³ ～	270円
公衆 浴場	従量使用料(1m ³ につき)	18円



1. 第2回経営評価委員会の概要(前回説明資料)

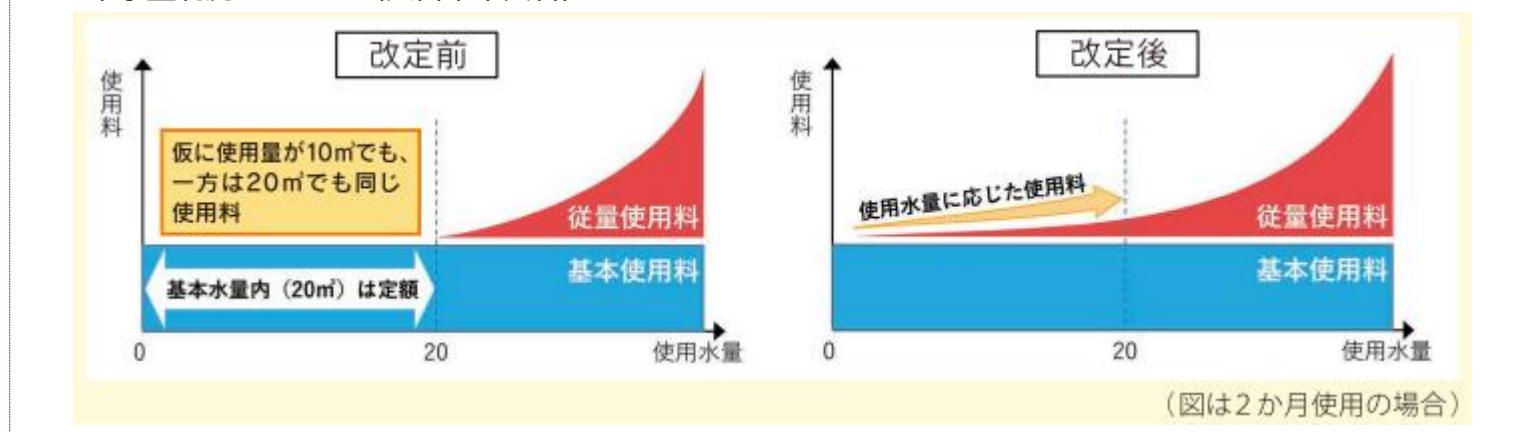
【改定にあたっての見直し内容】

①. 基本水量制の廃止

● 基本水量制

- …一定水量の利用を促進し、公衆衛生の向上や生活環境の改善を図ることを目的に採用されるもの
(大分市の場合、1か月10m³までの使用料は基本使用料に含む。)
 - 核家族化や単身世帯の増加、節水機器の普及等により、**基本水量に満たない世帯が増加**
 - 公平性確保の観点から、**基本水量制を廃止し、使用水量に応じた使用料体系に改定**

※基本水量制廃止イメージ(久留米市資料)



②. 従量使用料単価の見直し

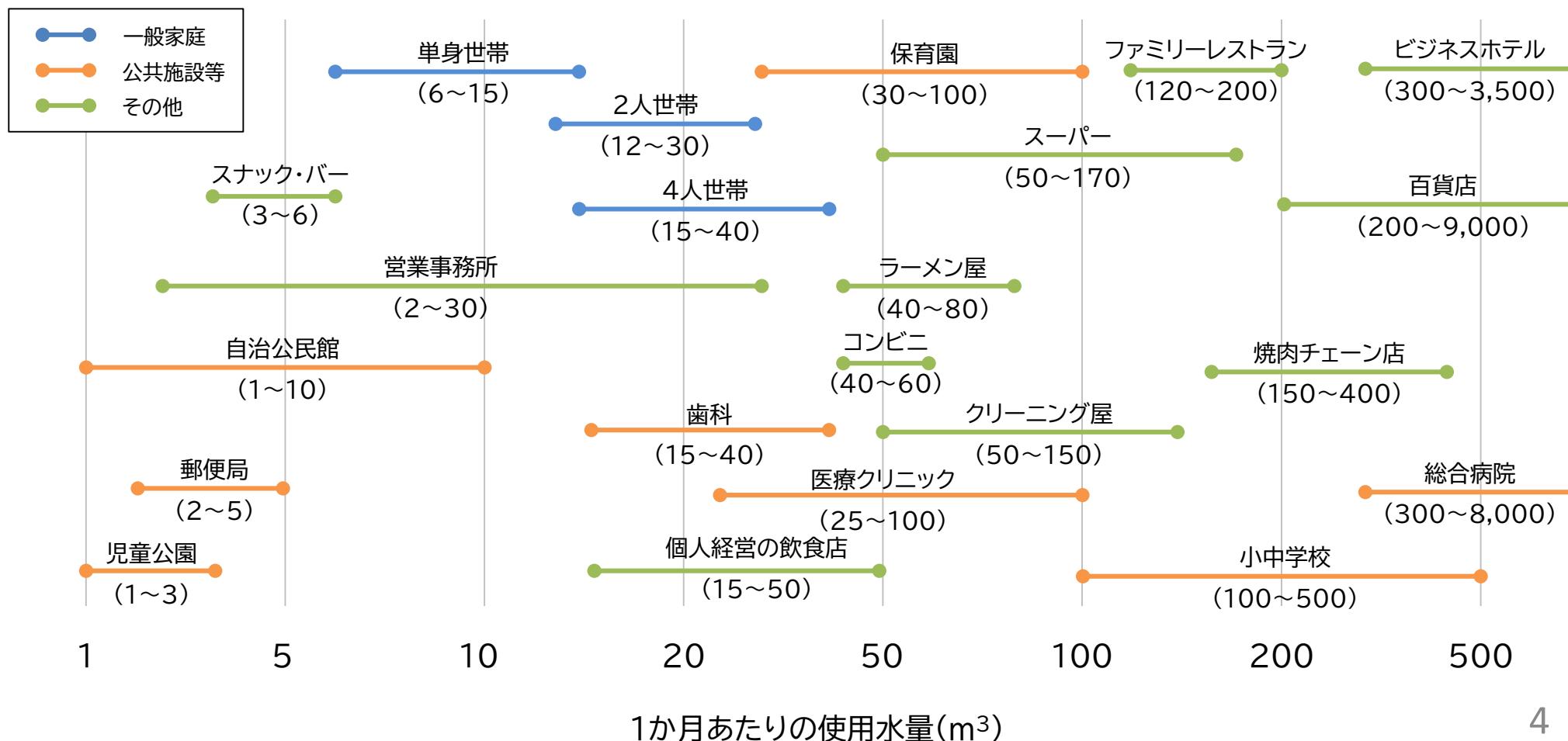
使用者間の公平性を考慮しながら、単年度当たり8億円(税抜)の使用料增收、平均改定率16%程度となるように従量使用料単価を設定する。

1. 第2回経営評価委員会の概要

【第2回委員会での質疑について①】

- どのような人(世帯、業種など)が、どの程度の水を使っているのか、具体例が欲しい。

【回答】 使用者と使用水量について、業種別に使用水量の概ねの範囲をお示しします。(括弧内の数値が使用水量)
ただし、同じ業種(例えばファミリーレストラン)であっても、規模や立地、時期によっても使用水量が大幅に異なりますので、参考としてご認識ください。



1. 第2回経営評価委員会の概要

【第2回委員会での質疑について②】

- 水量区分は、なぜこの区分になっているのか。

【回答】 本市の公共下水道使用料は、使用水量の増加に応じて、使用料単価も高くなっています。

これは、汚水排水量の大きい大口需要者に対し、施設整備コストがかかっていることに基づくもので、多くの自治体、また、水道料金も同様の体系となっています。

水量区分については、法令等で定められた設定方法はなく、各自治体の実情に合わせ、利用者間の負担の公平性や、経営に必要な収益の確保などを考慮しながら、総合的に決めることがあります。

- 久留米市と類似した使用料改定(基本使用料の廃止)を行うのであれば、久留米市の当時の改定状況や議論の内容について把握しておくとよいのでは。

【回答】 基本水量の廃止については、久留米市下水道経営評価委員会にて以下のような質疑応答がなされています。

「基本水量を廃止することについて、詳しく教えてほしい。」という委員の意見に対し、事務局側では、公平性を高めるために基本水量を廃止したい旨を説明しています。

なお、基本水量の廃止そのものについては、特に反対意見はなく、委員長が「市民にどう理解してもらうかが重要。丁寧な説明やわかりやすい資料を示して、理解を得られるよう努めてほしい」とコメントをしています。

1. 第2回経営評価委員会の概要

【第2回委員会での質疑について③】

- 使用料改定のシミュレーションを行う上で、条件や重視したことは何か。

【回答】 検討における条件や重視した点は以下のとおりです。

(条件)一般家庭世帯に対し、低廉な単価での下水道サービスを提供する。

→ 一般家庭世帯への影響が最小限となるように考慮

(条件)事業継続に必要な当年度純利益を確保する。

→ 資産維持費を含め、必要となる単年度あたり8億円の使用料增收(16%程度の増額改定)

(重視)使用者間の公平性を向上させる。

→ **基本水量制度を廃止**(使用した水量に応じた使用料改定とする。)

→ **累進度の是正**(大口使用者に偏った従量使用料を是正する。)

- 今回、一気に値上げをするのではなく、段階的に改定することはできないのか。

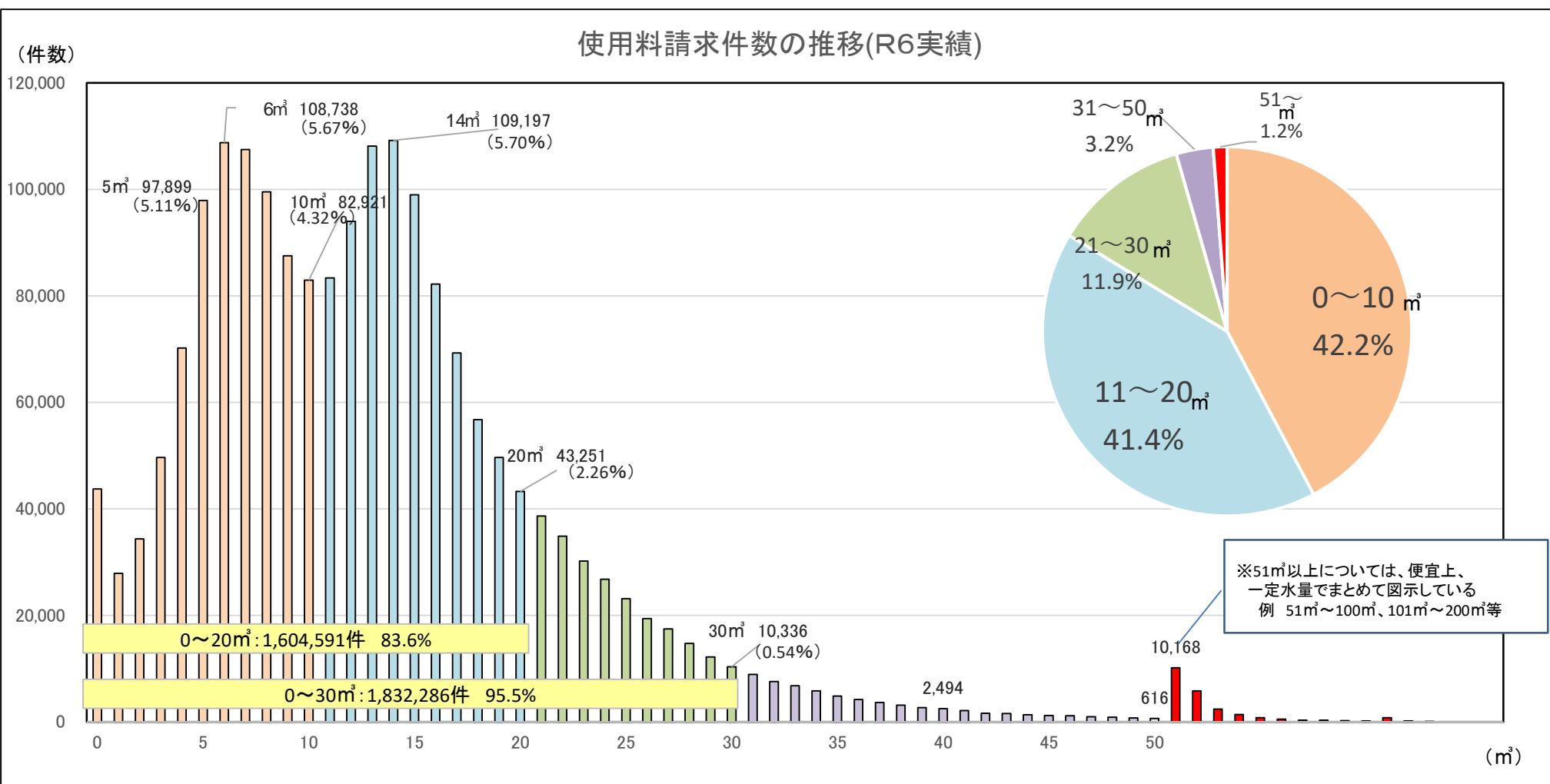
【回答】 今回の改定は、使用料算定期間である今後4年間に必要な経費を賄うためのものです。このため段階的に改定を行った場合は、次回の改定時には、必要経費以上の値上げが必要になることから、後年度の使用者負担が増加します。

1. 第2回経営評価委員会の概要

【第2回委員会での質疑について④】

- 使用水量(m^3)ごとの分布が知りたい。

【回答】以下は令和6年度の使用料請求件数を m^3 ごとに棒グラフで示したものです。



2. 使用料体系(改定案)について

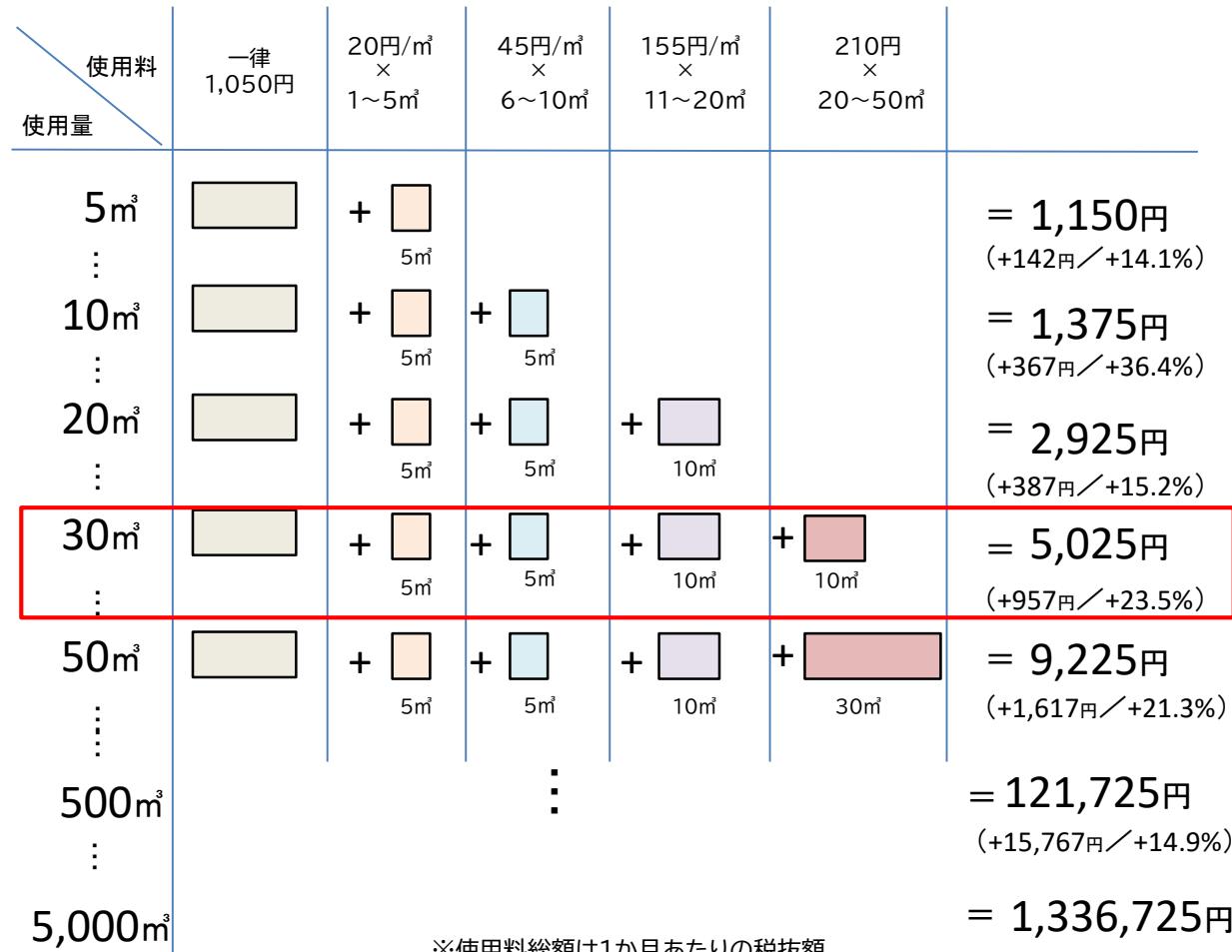
【改定案の提案】

種別	区分	改定前	前回提案済	前回提案済	※新規提案
			改定案 ①	改定案 ②	改定案 ③
一般汚水	基本使用料	1,008円	1,050円	1,050円	1,060円
	1m ³ ～5m ³	※基本使用料 に含む	20円	20円	20円
	6m ³ ～10m ³		45円	40円	45円
	11m ³ ～20m ³		155円	150円	155円
	21m ³ ～30m ³		210円	210円	
	31m ³ ～50m ³		210円	210円	
	51m ³ ～100m ³		250円	260円	
	101m ³ ～500m ³		270円	280円	
	501m ³ ～1000m ³		270円	280円	
	1001m ³ ～		270円	280円	
公衆浴場	従量使用料(1m ³ につき)	18円	20円	20円	20円
平均改定率			15.63%	15.63%	15.60%

2. 使用料体系(改定案)について

【改定案①の概要】

種別	区分	金額(税抜)
	基本使用料	1,050円
一般汚水	1m ³ ~5m ³	20円
	6m ³ ~10m ³	45円
	11m ³ ~20m ³	155円
	21m ³ ~50m ³	210円
	51m ³ ~500m ³	250円
	501m ³ ~	270円
	従量使用料(1m ³ につき)	20円
公衆浴場	従量使用料(1m ³ につき)	20円



(例) 1か月で、25m³使用した場合

$$\begin{array}{ccccccccc}
 1,050円 & + & 20円 \times 5m^3 & + & 45円 \times 5m^3 & + & 155円 \times 10m^3 & + & 210円 \times 5m^3 \\
 \text{基本使用料} & & \text{1m}^3 \sim 5\text{m}^3 & & \text{6m}^3 \sim 10\text{m}^3 & & \text{11m}^3 \sim 20\text{m}^3 & & \text{21m}^3 \sim 50\text{m}^3
 \end{array}$$

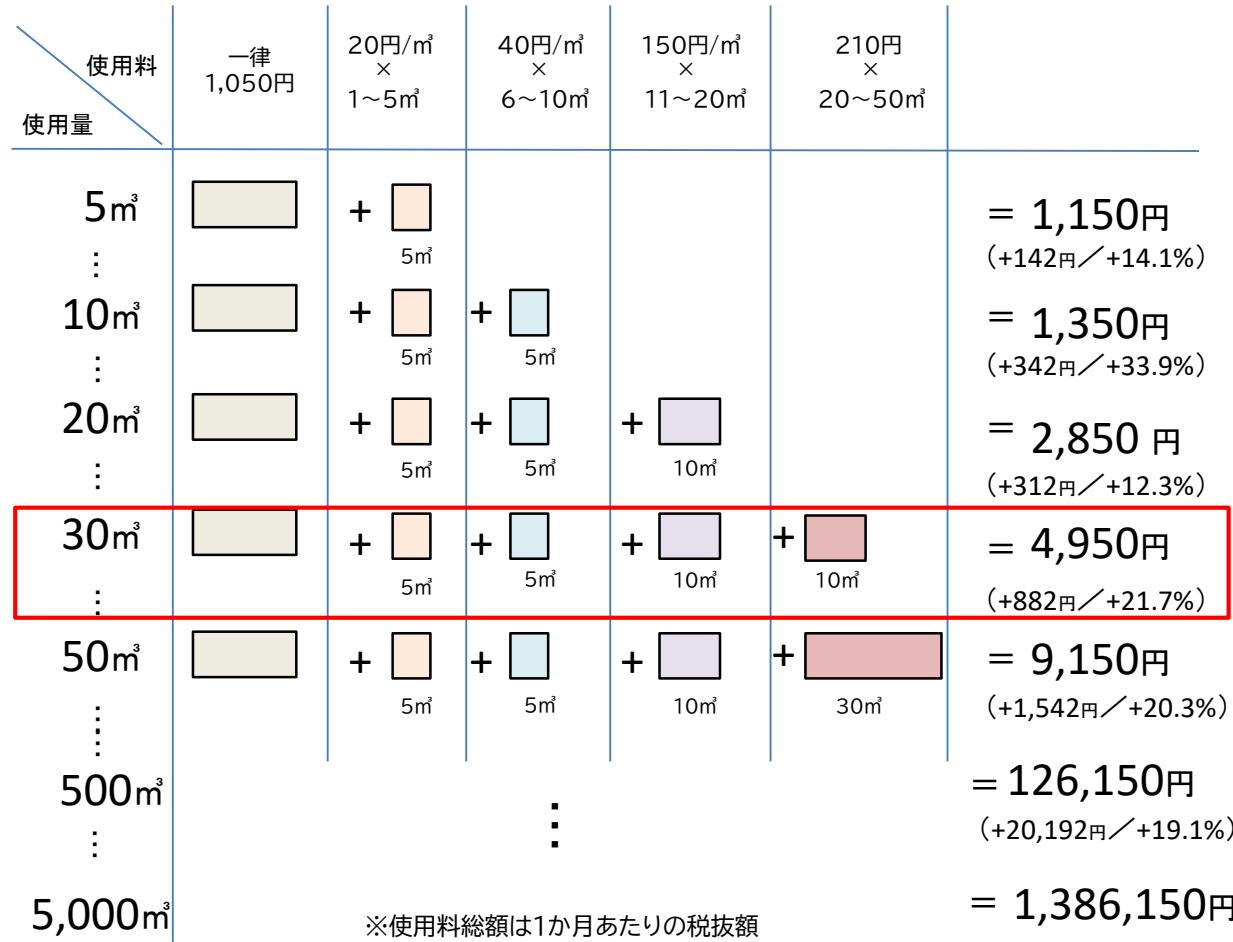
$$= 1,050 + 100 + 225 + 1,550 + 1,050$$

$$= 3,975 \text{ 円 (税抜き)}$$

2. 使用料体系(改定案)について

【改定案②の概要】

種別	区分	金額(税抜)
一般 汚水	基本使用料	1,050円
	1m ³ ~5m ³	20円
	6m ³ ~10m ³	40円
	11m ³ ~20m ³	150円
	21m ³ ~50m ³	210円
	51m ³ ~500m ³	260円
	501m ³ ~	280円
	従量使用料(1m ³ につき)	20円
公衆 浴場	従量使用料(1m ³ につき)	20円



※使用料総額は1か月あたりの税抜額
()内は現行使用料体系との差額及び改定率

(例) 1か月で、25m³使用した場合

$$\begin{array}{r}
 1,050円 + 20円 \times 5m^3 + 40円 \times 5m^3 + 150円 \times 10m^3 + 210円 \times 5m^3 \\
 \hline
 \text{基本使用料} \quad 1m^3 \sim 5m^3 \quad 6m^3 \sim 10m^3 \quad 11m^3 \sim 20m^3 \quad 21m^3 \sim 50m^3
 \end{array}$$

$$\begin{aligned}
 &= 1,050 + 100 + 200 + 1,500 + 1,050 \\
 &= 3,900 \text{ 円 (税抜き)}
 \end{aligned}$$

2. 使用料体系(改定案)について

【改定案③の概要】

種別	区分	金額(税抜)
一般汚水	基本使用料	1,060円
	従量使用料(1m ³ につき)	20円
	6m ³ ～10m ³	45円
	11m ³ ～30m ³	155円
	31m ³ ～100m ³	230円
	101m ³ ～500m ³	260円
	501m ³ ～	285円
	従量使用料(1m ³ につき)	20円
公衆浴場		

使用量	使用料	1,060円	20円/m ³ 1～5m ³	45円/m ³ 6～10m ³	155円/m ³ 11～30m ³	230円 31～100m ³	
5m ³			+				= 1,160円 (+152円／+15.1%)
⋮							
10m ³			+		+		= 1,385円 (+377円／+37.4%)
⋮							
20m ³			+		+	+	= 2,935円 (+397円／+15.6%)
⋮							
30m ³			+		+		= 4,485円 (+417円／+10.3%)
⋮							
50m ³			+		+	+	= 9,085円 (+1,477円／+19.4%)
⋮							
500m ³							= 124,585円 (+18,627円／+17.6%)
⋮							
5,000m ³							= 1,407,085円 (+98,127円／+7.5%)

※使用料総額は1か月あたりの税抜額
()内は現行使用料体系との差額及び改定率

(例) 1か月で、25m³使用した場合

$$\begin{array}{r}
 1,060円 + 20円 \times 5m^3 + 45円 \times 5m^3 + 155円 \times 15m^3 \\
 \hline
 \text{基本使用料} \quad 1m^3 \sim 5m^3 \quad 6m^3 \sim 10m^3 \quad 11m^3 \sim 30m^3
 \end{array}$$

$$\begin{aligned}
 &= 1,060 + 100 + 225 + 2,325 \\
 &= 3,710 \text{ 円 (税抜き)}
 \end{aligned}$$

2. 使用料体系(改定案)について

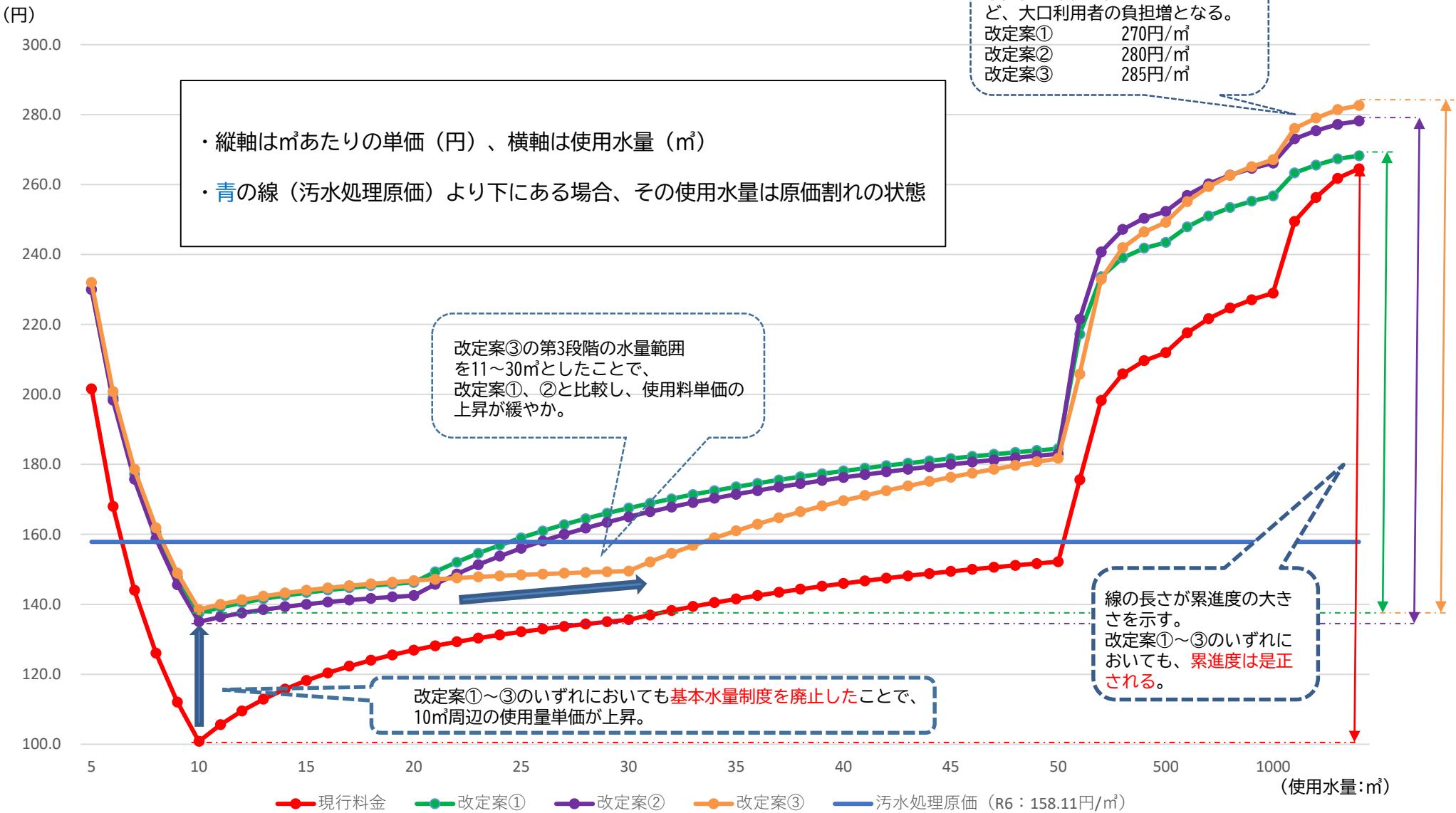
【水量別改定額及び改定率】

(単位:円)

水量	現行	改定案①			改定案②			改定案③		
			差額	改定率		差額	改定率		差額	改定率
5m ³	1,008	1,150	142	14.1%	1,150	142	14.1%	1,160	152	15.1%
10m ³	1,008	1,375	367	36.4%	1,350	342	33.9%	1,385	377	37.4%
20m ³	2,538	2,925	387	15.2%	2,850	312	12.3%	2,935	397	15.6%
30m ³	4,068	5,025	957	23.5%	4,950	882	21.7%	4,485	417	10.3%
50m ³	7,608	9,225	1,617	21.3%	9,150	1,542	20.3%	9,085	1,477	19.4%
500m ³	105,958	121,725	15,767	14.9%	126,150	20,192	19.1%	124,585	18,627	17.6%
5,000m ³	1,308,958	1,336,725	27,767	2.1%	1,386,150	77,192	5.9%	1,407,085	98,127	7.5%
平均改定率			15.63%			15.63%			15.60%	

2. 使用料体系(改定案)について

【使用料単価と汚水処理原価】



2. 使用料体系(改定案)について

【改定案の比較評価】

項目	改定案① (平均改定率15.63%)	改定案② (平均改定率15.63%)	改定案③ (平均改定率15.60%)																																				
①使用者間の公平性 現行使用料累進度(2.68)との比較	○ (※累進度 1.96)	○ (※累進度 2.07)	○ (※累進度 2.06)																																				
②収入の安定性 原価割れ(158.11円/m ³ 未満) の水量区間の比較	○ 原価割れ区間 (9~ <u>24</u> m ³)	○ 原価割れ区間 (9~ <u>26</u> m ³)	△ 原価割れ区間 (9~ <u>33</u> m ³)																																				
③一般家庭世帯への影響 11~30m ³ 使用時の平均値上額 及び平均改定率 の比較	△ 平均値上額 +539円 平均改定率 +21.04%	○ 平均値上額 +476円 平均改定率 +18.51%	◎ 平均値上額 +398円 平均改定率 +17.24%																																				
④事業活動への影響 50m ³ 、500m ³ 、1000m ³ 使用時の 値上額及び改定率の比較	○ <table border="1"><thead><tr><th></th><th>値上げ額</th><th>改定率</th></tr></thead><tbody><tr><td>50m³</td><td>1,617円</td><td>21.25%</td></tr><tr><td>500m³</td><td>15,767円</td><td>14.88%</td></tr><tr><td>1,000m³</td><td>27,767円</td><td>12.13%</td></tr></tbody></table>		値上げ額	改定率	50m ³	1,617円	21.25%	500m ³	15,767円	14.88%	1,000m ³	27,767円	12.13%	△ <table border="1"><thead><tr><th></th><th>値上げ額</th><th>改定率</th></tr></thead><tbody><tr><td>50m³</td><td>1,542円</td><td>20.27%</td></tr><tr><td>500m³</td><td>20,192円</td><td>19.06%</td></tr><tr><td>1,000m³</td><td>37,192円</td><td>16.24%</td></tr></tbody></table>		値上げ額	改定率	50m ³	1,542円	20.27%	500m ³	20,192円	19.06%	1,000m ³	37,192円	16.24%	△ <table border="1"><thead><tr><th></th><th>値上げ額</th><th>改定率</th></tr></thead><tbody><tr><td>50m³</td><td>1,477円</td><td>19.41%</td></tr><tr><td>500m³</td><td>18,627円</td><td>17.58%</td></tr><tr><td>1,000m³</td><td>38,127円</td><td>16.65%</td></tr></tbody></table>		値上げ額	改定率	50m ³	1,477円	19.41%	500m ³	18,627円	17.58%	1,000m ³	38,127円	16.65%
	値上げ額	改定率																																					
50m ³	1,617円	21.25%																																					
500m ³	15,767円	14.88%																																					
1,000m ³	27,767円	12.13%																																					
	値上げ額	改定率																																					
50m ³	1,542円	20.27%																																					
500m ³	20,192円	19.06%																																					
1,000m ³	37,192円	16.24%																																					
	値上げ額	改定率																																					
50m ³	1,477円	19.41%																																					
500m ³	18,627円	17.58%																																					
1,000m ³	38,127円	16.65%																																					

※累進度(最高単価/10m³利用時の1m³単価) 改定案①の場合⇒ $270 \div \{(1,050 + 20*5 + 45*5) \div 10\} = 1.963 \dots$
 改定案②の場合⇒ $280 \div \{(1,050 + 20*5 + 40*5) \div 10\} = 2.074 \dots$
 改定案③の場合⇒ $285 \div \{(1,060 + 20*5 + 45*5) \div 10\} = 2.057 \dots$

3. 改定後の収支及び財政見通しについて

【収益的収支の改善】

●令和6年度末時点

(単位:億円)

収支区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益	97.3	96.8	97.0	97.9	98.2	98.4	98.3	98.4	98.0
下水道使用料	61.6	62.4	63.2	64.0	64.5	65.0	65.5	66.0	66.5
その他	35.7	34.4	33.8	33.9	33.7	33.4	32.8	32.4	31.5
支出	96.9	97.6	98.6	98.2	98.3	98.9	98.7	98.8	98.9
維持管理費	28.9	29.2	29.3	29.8	30.2	30.7	31.1	31.9	32.1
その他	68.0	68.4	69.3	68.4	68.1	68.2	67.6	66.9	66.8
当年度純利益(税抜)	0.0	△ 1.0	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.8	△ 1.9	△ 2.1

●改定後

(単位:億円)

収支区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益	97.3	105.6	105.8	106.7	107.0	107.2	107.1	107.2	106.8
下水道使用料	61.6	71.2	72.0	72.8	73.3	73.8	74.3	74.8	75.3
その他	35.7	34.4	33.8	33.9	33.7	33.4	32.8	32.4	31.5
支出	96.9	97.6	98.6	98.2	98.3	98.9	98.7	98.8	98.9
維持管理費	28.9	29.2	29.3	29.8	30.2	30.7	31.1	31.9	32.1
その他	68.0	68.4	69.3	68.4	68.1	68.2	67.6	66.9	66.8
当年度純利益(税抜)	0.0	6.7	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9

改定により、6.7億円以上の純利益確保が可能となる見込み。

4. 今後のスケジュール

年 度	月	内 容
令和7年度	5月	経営評価委員会(第1回)
	6月	議会報告(建設常任委員会)
	7月	経営評価委員会(第2回)
	8月	経営評価委員会(第3回)
	9月	議会報告(建設常任委員会)
	10月	改定内容決定
	11月	市長定例記者会見 条例改正案提出
	12月	条例改正案審議(建設常任委員会)、議決
	1月	
	2月	周知等施行前準備
	3月	
令和8年度	4月	使用料改定